

## 品川区児童・生徒教育長表彰要綱

制定	平成	元年	8月28日	教育長決定				
			改正	平成	5年	1月	8日	
改正	平成	10年	12月15日	要綱第	4号			
改正	平成	13年	3月30日	要綱第	17号			
改正	平成	27年	3月31日	要綱第	9号			
改正	平成	28年	3月31日	要綱第	31号			
改正	令和	元年	9月13日	要綱第	3号			
改正	令和	3年	12月7日	要綱第	12号			
改正	令和	4年	11月15日	要綱第	16号			

### (目的)

第1条 品川区学校において、日常的に努力し、優秀な成績を収めた個人やグループ、あるいは、学校や地域、身近な人々のために貢献し、他の模範となるような行動をした児童・生徒をたたえ、これを表彰することを目的とする。

### (表彰)

第2条 教育長は、品川区立学校に在籍する児童・生徒のうち次に掲げる要件をそなえた者を表彰する。

- (1) 地道な活動を継続的に行い、他の児童・生徒等の範となる個人またはグループ。
- (2) 当該児童・生徒等が自ら学び考え行動した活動が契機となり、その効果が波及し、他の児童・生徒等の具体的な行動や取組に良い影響を与えた個人またはグループ。
- (3) 人命救助やこれに類する行為を行った個人またはグループ。
- (4) その他、SDGsの趣旨を踏まえやボランティア活動、リサイクル活動等を積極的に継続するなど、児童・生徒の規範となる活動を行い、表彰に値すると認められる個人またはグループ。ただし、複数の大会等に出場したときの被表彰者は、同一年度内1回とする。

### (表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状および記念品を贈呈して行う。

### (表彰候補者の推薦)

第4条 品川区立学校長は、第2条に該当する表彰候補者がいる場合は、教育長に推薦する。

### (被表彰者の決定)

第5条 教育長は、第4条の規定により推薦があったときは、次に定める児童・生徒教育長表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴いて表彰者を決定する。

### (審査委員会)

第6条 審査委員会は以下のとおり組織する。

- (1) 審査委員会の委員長は、教育次長とする。
- (2) 審査委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- ①庶務課長
- ②指導課長
- ③教育総合支援センター長
- ④指導主事
- ⑤その他委員長が必要と認める者

- (3) 審査委員会は、委員長が招集し、総括する。
- (4) 審査委員会は、表彰候補者を委員長に報告する。
- (5) 審査委員会の事務局は教育総合支援センターに置く。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成元年8月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年1月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年12月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年9月13日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年12月7日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。